

第二十二回 参議院文教委員会會議録第十八号

(三四三)

昭和三十年七月五日(火曜日)午後二時
三十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 笹森 順造君
理事 木村 守江君
荒木正三郎君

委員

大谷 肇清君
川口篤之助君
佐藤清一郎君
高橋 道男君
安部キミ子君
矢嶋 三義君
村尾 重雄君
山田 節男君
松原 一彦君

國務大臣

文部大臣 松村 謙三君

政府委員

文部政務次官 寺本 廣作君
文部大臣官 北岡 健二君
房会計課長 田中 彰君
文部大臣官 緒方 信一君
房総務課長 緒方 信一君
文部省初等中 寺中 作雄君
等教育局長
文部省社会 寺中 作雄君
教育局長

事務局側

常任委員 竹内 敏夫君
常任委員 会専門員 工楽 英司君
常任委員 会専門員 工楽 英司君

本日の会議に付した案件

○昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財

団の年金の特別措置に関する法律案
(内閣送付、予備審査)

○教育、文化及び學術に関する調査の件
(教育財政に関する件)

○委員(笹森順造君) ただいまより文教委員会を開きます。

まず、去る一日の理事会の経過について御報告いたします。

本日の議題といたしまして、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案、教育財政、以上の通りであります。さように行して御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(笹森順造君) それではさよう取り計らうことにいたします。

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案を議題といたします。

本件に関する御質疑のある方は御発言を願います。

○高橋道男君 この法律ができましたらどのくらいの人数がその恩典に浴するのですか。

○政府委員(北岡健二君) 現在生存いたしてありますのが一千三十六人でございす。

○高橋道男君 それは第二条には五十才に達する月までは支給を停止するといふことがありますが、その一千三十

六人という人数の中にはその第二条に該当する人はあるかないか。

○政府委員(北岡健二君) 五十才未満の者が一千三十六人のうち九十五人ございす。これはついでに申し上げますと、すでに年金をもらつておりました、今度改訂によりまして増加いたします分についてだけ若年停止をする、こゝういふ考でございす。

○高橋道男君 表題にあります昭和二十七年九月三十日以前、その九月三十日から昭和三十年四月以降という、この間の人たちはこれは共済組合か何かで全部含まれることになるのですか。

全然この恩典に浴し得ないという人は一人も残されないかどうか。

○政府委員(北岡健二君) 二十七年九月三十日以前に給与事由の生じておりましたものがこの規定になります。それ以後に給与事由の発生いたしましたものにつきましては、私立学校教職員共済組合が成立いたしましたし、また、その恩給財団の規定で給与を受けるおるわけでありす。教職員共済組合が成立いたしました以後におきましては、共済組合の長期給付を受けるものと、それから従前の恩給財団の規定でそのまゝ行くものと二つに分けられますので、これは恩給財団に入つていたものがその当時成立の際に選択をいたしましたところからかへ振りかえをいたしてあります。そゝういふ状態でございす。

従いまして二十七年九月三十日、正確に言へば十月一日以後に給与事由の生じておるものにつきます。は、恩給財団の方で規定があるが、共済組合の方の規定によつて給付を受けるか、どちらかになるわけでございます。

○高橋道男君 この法律は教員であつた人に対してアンバランスの生じないやうにという目的だと思ふのですが、今言われたいろいろな種類の種別の人たちに対して、どこにもアンバランスがでないといふことは言えるでしょう。

○政府委員(北岡健二君) 九月三十日におきまして、私学恩給財団が規定の改正をいたしまして、大体それまでの年金の十倍に引き上げると一緒に掛金の額を七・五倍ぐらゐに引き上げました。従いまして九月三十日以前にすでに退職いたしておりました人は、従前の掛金しか払つていなくて新しい掛金を払つておらないわけでありす。そのものに對しては年金額を二倍にしか上げなかつた。そこで掛金が上つて給付が十倍になるものと、掛金は昔のままで年金額が二倍になったもの、こゝういふアンバランスが生じたわけでございます。その後私立学校教職員共済組合ができましたから、一部のものは共済組合の長期給付を受けるやうになり、それから一部のものはこの恩給財団の従前の規定のままの給付を受けるわけでございます。その後両者においてはアンバランスがないとは申されません。しかしながら選択権が法律によつて与えられまして、それをみずから選んでこゝうしたわけでございます。

掛金が比較的少い方を望む方々は恩給財団の従前の例によられ、それから掛金が比較的高くても将来における給付を望む方々は大体共済組合の長期給付を受ける、こゝういふやうになつたわけでございます。そこで今度の改訂でアンバランスをどういふやうに整理しよう、訂正いたそうとしたかと申しますと、大体すでに掛金をかけておるわけでありす。二十七年の九月三十日のときの規定改正で、掛金が個人負担三百円になつたわけでございます。一応この人たちはそのときすでにやめておつたから新しい掛金を出さないわけでございますけれども、三百円の掛金があつたものといひますと、その三百円の毎月掛金を払う人たちにつきまして、公立学校の共済組合では二十年で三万七千四百程度、それから国家公務員の共済組合におきましては三万一千四百、それから私立学校教職員の共済組合におきましては三万四千程度、厚生年金保険の被保険者は三万二千元程度、こゝういふやうな給付を二十年たつた後において退職の際年金として受ける、こゝういふ実情でございすので、それに大体合せて二十年のものが三万二千五百程度を受けるといふやうに考えますれば、大体アンバランスがなくなるではないか、こゝういふやうに考えた次第でございます。

○高橋道男君 そゝうしますと、この今御説明になつた一番最後の点の金額であります。これは今度新たにこの恩典に浴する人たちが、従来いろいろな意

味の陳情をしておったと思うんであります。その陳情しておった希望の金額とは合致してあるんでしようか。それとも、もし開きがあるならばどのくらいの開きがあるんでしようか。

○政府委員(北岡健二君) 希望してありました金額につきましては、多少人によりあるいは時期によつて差がございますから、現在の私学恩給財団の従前の例による場合には、全額六万円に年金がなるようになっております。しかしながらそれは財源の關係で規定上はそうなっておりますが、三百円の掛金の間は四万六千円に押えられております。従いまして四万六千円から六万円というふうなところが望ましい線であるという事は陳情される方々の言われる点でございますが、それと比べますと、多少の、と申しますか、ちよつと差が出て参るわけでありまして、何しろ全然掛金の納付の義務のない方々でありますし、やはりそのまま考へるよりは、何か合理的な線で希望される線に近づけるのが適當ではないか、こゝろより考へてから、先ほど申し上げましたような三百円の掛金をしたとすれば他の共済制度において年金額が幾らになるかという推定の下に大体その平均値をとりまして、三万二千五百円、二十年で三万二千五百円、従いまして十五年の場合にはそれからある程度引き下げる、この引き下げる場合におきましても、大体従来の恩給財団の實際の状態といひますか、年数によつて開きができませんが、その開きが割合に少いので、その幅をとりまして、それぞれ現在受けております年金額の二・五倍というところには押えた次第でございます。

○高橋道男君 これに関連があるのと同じくおきたいと思うのですが、これは政務次官の御意見も伺わなければならぬかもしませんが、予算修正によりまして、私学共済組合の事務費、あれに四百万円を割り当てられておることを聞くのでありますが、これは事務費としてでなしに、事業費として現在の共済組合の長期給付の国庫補助金をふやすというふうなことに御考慮があるかどうか、これを伺いたいと思ひます。

○政府委員(北岡健二君) 先般の衆議院の予算修正によりまして、私立学校共済組合に対する補助金が四百万円増額されることになりました。それはお話の通りに事務費に回すものというふうになっております。ただ目といたしましては、私立学校共済組合補助金一本でございます。多少その点について御意見があるという事は承わっておりますが、事務的には一応事務費という事で処理されておるわけでありまして。

○高橋道男君 その点政務次官いかがですか。ほかの組合、あるいは厚生年金との関連においては、長期給付の補助金をふやすということが妥当のようには思われるのですけれども、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(寺本廣作君) この点は当初予算折衝いたしました際、文部省からは希望として大蔵省に申し出た点でございますが、大蔵省で厚生年金との均衡論だけでは賛成しがたいというところ、結局文部省側の主張が取り入れられずに政府原案が出たわけでございます。その後たまたま北岡課長から申し上げました通り、自民両党の予算折

衝でこの四百萬の金額が入つたわけでございますが、自民両党の修正の際もやはり厚生年金並みの国庫補助金という主張は通らなかつたように聞いております。従つて事務費と私たち解釈いたしておるわけでございます。それで厚生年金並みの国庫補助ということをお私どもとしては主張いたしたわけでございますが、御承知の通り厚生年金の給付が非常に低額でありまして、この私立学校の共済組合の給付に比べますと、はるかに厚生年金の方が下回つておるわけでございます。そういうことでも、まあ国庫の給付率が高いというところも大蔵省側が主張する大きな主張の一つでございます。また一つは、厚生年金では積立金を資金運用部に預けておる。その金利と共済組合が現在市中銀行に預けております金利に大きな開きがあるというふうなことで、まあいづれにいたしましてもこの国庫補助をふやした場合の財源關係で大蔵省が考慮しました大きな点でございます。

この二点から私たちの主張が通りぬけて、結局まあ百分の十という補助金に落ちついたわけでございます。その後私どもの主張と同じことが自民両党折衝の場合に話題に出たわけでございますが、やはりこの場合も今の厚生年金との均衡論並びに金利の問題といふようなことで話がまとまつていない状況であります。

○高橋道男君 そりしますと、今の問題は今年度あるいは全然見込みがないという意味でしようか。四百萬円の増加が認められておるので、法律改正等の方法によつて給付をふやしていくことは不可能ではないというふうなお考

えてでしょうか。全然できないというお考えでしようか。

○政府委員(寺本廣作君) 国庫補助金の給付率を引き上げるといふことを政府提案としてやることは困難であると思ひます。

○高橋道男君 この四百萬円という金額だけから考えますと、給付をふやすといふことは可能なんですか。これを念のため伺つておきたいのです。

○政府委員(北岡健二君) 先ほどちよつと申し上げましたように、予算の目としましては私立学校教職員共済組合補助金一本でございます。従つてその中における科目の右左の問題でございますが、不可能とは申せないと思ひます。

○荒木正三郎君 この質問高橋委員の質問に重複するかもしれないと思ひますが、今年年金の増額によつてその増加する費用は共済組合が負担する、それからその費用は私立学校の振興会が助成する、こゝろよりいふふうになっておりますが、共済組合が負担する能力があるのかどうか、あるいはこれに對して新たに国庫補助という点についてどのような措置がなされておるのか、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(北岡健二君) この私学恩給財団の關係は私立学校共済組合法が成立いたしました際にその付則の定めに従ひまして私学恩給財団は解散いたし、その権利義務が共済組合に承継されることになりました。従いまして私立学校教職員共済組合におきましては、この年金者、すでに年金を払つておる者、今後発生する年金者に対する支払いの義務を負うわけでございます。その財源は私立学校教職員共済組

合が掛金あるいは国庫補助金その他の財源によつてまかなうことになるわけでございます。ところで、その場合一つの付則による経過規定によつて権利義務の承継が定められましたから、そのときにおいて発生しておる権利義務だけが承継されたわけでございます。従いまして私立学校教職員共済組合におきましては、その後の掛金等の計算におきまして、当時承継するところの義務についてだけ財源を計算して掛金を定めておるわけでございます。従いまして今年新たにこゝろの義務が法律によつて発生いたしますれば、これに對しては私立学校教職員共済組合が自分で新たに財源を見つけない限りは一応計算上は支払い能力はない、こゝろのことになるわけでございます。そこでこれに對しまして、私立学校振興會法の規定によつてこの増加する部分、新たに発生しました義務の分について、私立学校教職員共済組合に對して助成するといふことによつて財源を与えよう、こゝろより考へております。この場合、国庫から直接私立学校教職員共済組合に對しまして財源措置をいたすことも理論上は可能なわけでございますが、国家財政の關係その他を考へまして、私立学校振興會からの助成によつてその財源措置をするといふふうにしたいたした次第でございます。なお私立学校振興會は政府の出資金を得てこれを資金にしまして、私立学校振興のために私立学校に貸し付けておりますが、その場合に利息をとつておるわけでございます。その利息は普通の特種法人でございます。その利息はこれを国庫に返納するとかあるいは出資金のほかに借入金等の資金を使う場合に、その利息の差額

の補てんに充てるとかいうふうに使
うわけでございますが、私立学校振興会
については入りました利息は事務費そ
れから積立金その他私立学校振興上必
要な事業に助成または貸し付けるとい
うふうに規定されております。特に二
十二条第一項三号におきまして、教職
員の福利厚生のために事業を行なうも
のに対してその事業または施設等に対
してこれを助成または貸し付けること
ができるというふうに規定されてお
ります。ただいま申し上げました教職
員の福利厚生を行なうものというのがまさ
に私立学校教職員共済組合を指してお
ります。この私立学校教職員共済組合が
今度今までの仕事以上にこういう福利
厚生の事業を行なう際にこれに対する
助成を行うという事は、振興会の成立
の趣旨から見ても適当な仕事である
というふうに考えた次第でございます。

○荒木正三郎君 そりすると振興会か
ら共済組合に助成する金額は、この法
改正によって起つて来る増加する費
用、それと同額を助成するのかわど
うか、その点をお伺いします。

○政府委員(北岡健二君) 増額する費
用は一応私立学校教職員共済組合の負
担といたす、そうしてその費用につ
いて文部大臣の定めるところによつて助
成を行う、こういう考えでございます
。この文部大臣の定めの内容といた
しましては、助成の額あるいは助成の
時期、助成の方法、そういうような事
項を定めたという考えでございます
。大体において増加する費用が十分
助成によって賄えるようなことを考
えているわけでございます。

○荒木正三郎君 そりすると、この増
加する費用は、実際は私立学校振興会
がその財源を確保しなければならぬ
ということになると思うのですが、そ
の場合私立学校振興会としてはどうい
う方法によつてその財源を確保する
かという問題があると思うのですが、そ
ういふ点の御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(北岡健二君) 先ほど申し
上げましたように、私立学校振興会は
国からの出資しました金を私立学校に
貸し付けて利息をとっているわけで
ございます。その利息の額というものは
実は相当な額になりまして、昭和二十
九年度においてはまだ決算は済みませ
んが、大体一億二千万円くらいが計上
されております。ところで今度の法律
改正によりまして、いわゆる既年金者
に対して年金額の増加いたします分が
先ほど申し上げました一千三十人分
に対して一千七百万円かでございます
から、このほかに私立学校振興会がさ
らに他の助成をいたしますとしまして
も一億二千万の中から出すわけでござ
います。そんなに無理な額でもない
というふうに考えられます。なお二十
九年度は約一億二千万円の剰余金で
ございましたが、今年度成立していただ
きました予算においては、さらに出資
額が八億五千万円増加いたしております
が、従いましてその分の利息がさら
に加わるわけでございます。今後なお
出資を継続させていただくようなこと
になれば、この私立学校振興会が利息
によつてかせいで参ります金額とい
うものは年々少くとも一億五千万から二
億ぐらいの金額に相なるわけでござ
います。一方既年金者の方は本年は一
千七百万程度でございますが、だんだ
んこれは減額いたして参るわけでござ

います。老齢の方々がおられますから
当然減額をいたして参るということに
相なりますので、先細りと資金の方は
先太りということに相なりますので、
大体御心配は要らないと思ひます。

○荒木正三郎君 大体ただいまの説明
で私も了解しました。私の質問して
おつた趣旨は、私立学校振興会として
は新たに負担がふえてきたわけですか
ら、その財源をどうするかという問題
があると思うのですが、それは私立学
校の振興を助けるための貸付の資金で
すね、それが今年は相当増額されてい
る、増額というか、相当な額に達して
いるということで大體私了解いたしま
した。

それからもう一つ、この私立学校の
教職員の年金とそれから公立学校の教
職員の年金との開きですね、これは相
当な開きがあると思うのですが、そ
ういふ問題について文部省の見解を伺
つておきたいのです。

○政府委員(北岡健二君) 公立学校の
共済組合と私立学校の共済組合とは同
じ国家公務員共済組合法によつてお
りますので、従いまして給付等の規定に
おいては差はございません。二十年で
四カ月分の年金、二十年たちますと退
職時の四カ月、それから一年を増すと
したにたしか四日ずつ加算になつてい
く、規定の上ではそういうふうになつ
てございます。そこで多少の差が出て
参りますのは、公立学校の共済組合の
場合には掛金の本になる報酬が本俸で
ございます。それから私立学校教職員
の共済組合の場合には、掛金の本にな
るのは標準報酬と言つておりますが、
標準報酬は本俸に手当等を加えた額に
なります。従いましてそれぞれを本に

してそれぞれ二十年で四カ月というふ
うにやつておりますから、基礎の数字
の違いがそこにあるわけでございま
す。これは一方から申しますと掛金の
負担の重さがそこに差がある。こうい
うことになるわけでございまして、考
え方といたしましては私立学校教職員
共済組合の方が不利ではないかとい
う感じはもちろんです。それでござい
ますけれども、私学の現在の財政状態
から申しますと、給付の本になります
という報酬の点については、もう少し
現在の状態を統括していつてみて開き
を考へてみなければ早急に判断はでき
ないという状態でありまして。

○荒木正三郎君 公立学校の教職員に
対しては恩給というものがあります
ね。これに対して私立学校の教職員に
対しては、これに見合うものとしては
どういふものがありますか。

○政府委員(北岡健二君) 先ほどの説
明でその点を失しまして申しわけござ
いませぬが、公立学校の場合で共済
組合の長期の給付を受けます者は、い
わゆる恩給に引き継がれない者、従
いまして用員とか助教とか、こういう
だけになるわけでございます。もし助
教であつた者が教諭になる場合には、
そこで一応退職一時金を払つてそして
教諭に切りかわるわけでございませ
ぬ。その以後は御承知のように公立学校
の場合には恩給という別な制度に切り
かわるわけでございます。私立学校教
職員の場合には、この恩給に当る制度
がございませぬ。従いまして、退職後
の生活保障といふ点、そういう制度
としましては、この私立学校教職員共
済組合法一本でございませぬ。その点で
現実の問題としまして、恩給の場合に

は本人が負担する比率が比較的低
く、そして共済組合の場合には負担
する率が比較的高いという差等はござ
いますけれども、現在の段階におきま
しては、それぞれ独立の法人としての性
格を持つております学校法人が一本に
なつた恩給的な組織を持つということ
はかなり困難な事情でありまして、共
済組合の制度でいくよりいたした方
か、これでもすいぶん前進したので
はないかと考えております。

○荒木正三郎君 説明の趣旨は私もよ
くわかります。そこで私学の教職員の
退職後のいわゆる年金と、それから公
立学校の教職員の退職後の恩給と申
しますか、そういうものの間には、相
当な開きがあるのではないかと思ひ
ます。開きがあるのが一がい悪いと
かどうとかいう意見を言つてい
はなしに、私は私学の方の教職員が比
較的恵まれていないのじゃないかとい
うことを考へていられるわけなんです
が、そういう意味でこの年金を、もう少
増加する必要があるのじゃないかとい
うふうな考えがあらますから、公立学
校の教職員と私立学校教職員とのパ
ラースというのはどういうふうになつ
ていくかという質問をしていられるわ
けなんです。

○政府委員(北岡健二君) 恩給にいた
しまして、共済組合の年金にいたし
まして、二十年で四カ月という点は
変りないわけでございませぬ。ただそ
の場合に、基礎の俸給が先ほど申し上げ
たような違いがあるのと、それから
一つは、恩給の場合には……、間違
ました、訂正いたします。恩給の方が
十七年で四カ月、それから共済組合の
退職年金の方は二十年で四カ月、こ

に三年の違いで基礎が出てくるという違いがございます。それからいわれる国庫納付金と掛金との違いがあるわけでございます。たしか国庫納付金は百分の二でございますが、現在の私立学校職員共済組合の掛金率は百分の三・一になります。そういう違いでございます。あと詳細な資料は今持ち合せております。

○荒木正三郎君 この法律で年金額を引き上げられたことは私は非常に引上げが他と比較して少し少ないのではないかと、ふうな感じがするわけです。この引き上げられた金額は、現在勤めておる人との関係はどうなりますか。現在勤めておる人がやめたときの年金と、この改訂された年金との比較ですね、これは高橋委員からも若干質問があった問題だと思ひますが、重複するようですが……

○政府委員(北岡健二君) 他の共済組合の場合は、先ほど申し上げましたが、月に三百円ずつの掛金をするものとして計算いたしますと、二十年で公立学校共済組合の場合は年金額三万円でございす。それから国家公務員の共済組合の場合は三万一千五百八十円、それから私立学校教職員共済組合の場合は三万四千二百八十円、それから厚生年金の場合は三万二千三百二十八円、こんなふうな金額でございます。大体平均いたしまして三万二千七百四十九円になるわけでございますから、この際二十年で三万二千五百円というものは、そういうふうな比較のいたし方をすれば大体妥当なところであろうというところは考えられるわけでありす。ところが

で恩給財団の従前の例をそのまま踏襲いたしておりますものは、先ほど申し上げましたが、掛金は三百円であつて、これが二十年後には四万六千円の給付をもちと、もしも少し時間が経過すれば六万円もあつてはさうである、こういう規定がございす。この規定通りに引き上げるといたしますと、先ほど申し上げましたが、この既年金者の方々は掛金はもうすでに終つてしまつて、新たに掛金を払つておるわけではなくて、昔の三円のときの掛金、あるいは三十円になったときの掛金を払つて、それ以後全然支払ひ方に対して財源のプラスをしておらないわけでありす。今の六万円とか四万六千円とかいう人たちは、昭和二十七年の九月三十日の改正によりまして、それまで少かつた掛金が六倍半でしたか七倍半でしたか上つて三百円の掛金を払うと、こういうことになつて、それ以後掛金をずつと続けて払つておるわけでありすから、そこにやはり質的な差別がなければいけないだらうというふうに考えられるわけでありす。なお恩給財団の三百円の給付で四万六千円といふのは、率直に申し上げますと、掛金を出す方に非常に有利な給付でございまして、ちよつとほかのい

わゆる共済組合制度等において計算いたします場合には、とりていこういう給付はとれないような高い給付になつておる。それだけまあ財源的には困難な給付なのでありすが、とにかくそういう給付が共済組合に引き継がれておるから、それが続いておると、こういう実情でございす。

○荒木正三郎君 公立学校の場合、戦前にやめた人と、それから戦争の終了後やめた人との間に相当な開きがあるというところで問題になつておることは御承知の通りであります。そうして、過去二回にわたつて戦前にやめた人の基準金額というものの引き上げがあつたけれども、なお今日相当の開きがあるといふので、この基準を改正してパラメータとされるようにしてもらいたいという要請が非常に強いわけでありす。これは私立学校においても同様なことが言えるのじやないかと思ひますが、その当時は掛金が非常に少かつた、しかし現在の三百円に対してその当時少かつたのかどうか私にはよくわかりませんが、いずれにしてもあまりそこを開きがあるというところは私はおもしろくないと思ひますが、この辺が精一ぱいというところですか。

○政府委員(北岡健二君) 大へんこの人たちはお気の毒な方々で、できれば私どもとしてもたくさん上げたいとは存ずるのでございすが、ほかの恩給制度で、すでにもらつておる方々の引き上げの場合でも、また共済組合の既年金受給者の差額調整の場合でも、やはり順を追つて多少ずつズレがあつておるから、財源的に申しましてはやはり相当、将来なくなるものとはいへども、一時的なものであるとはいへども、相当の金額になるわけでございますから、この辺が限度だといふ考えで、まあ合理的であるからといふことも加味しまして、この辺を限度と考へたわけでございます。

○委員(佐藤順造君) 御異議なければ、文部当局に対して御質疑のあることは御発言を願ひます。

○荒木正三郎君 寺本政務次官にお尋ねいたしますが、今年の予算で展示会の補助金を削除せられた理由です。これは前にちよつとお尋ねしたわけですが、これは前ですが、私はこの問題について少しお尋ねしたいと思ひますが、この教科書問題について今衆議院の行監でいろいろ証人を呼んで質疑が行われておるようでありすが、この展示会といふのをどういふふうにしたらいいかという問題について文部省の私の方針を聞きたいと思ひます。

○政府委員(寺本政務次官) 教科書問題は、実はこの間予算折衝の途中は私も就任早々でございしたので、あまり予算折衝の際にこの展示会の予算については私自身さう気がつかなかつたのです。申しわけないと思つております。その後自分も展示会を今行われておるところを見て回つたわけでありまして、展示会の予算は、これはやはり何らかめんどろを見るべきものじやないかという気がいたしておりました。私の見ましたところでは、ほとんど予算らしい予算を使わずにやつておるのではなからうか。行つてみますと、学校の先生が張り番にかかわりばんこ来ておられて見守つておられますし、その先生がたに伺つてみますと、準備から跡片づけまで全部学校の先生方がやつておるというところで、授業の方にも相当差しさわつておるのではな

いかという気もいたします。教科書制度全体を今度の通常国会までには十分検討したいと思つておりますので、その一環として展示会の費用の点またやり方の点を十分研究してみたいと思つております。

○荒木正三郎君 私はさういふふうには解釈しておつたのです。従来展示会については国庫で補助をしておりまして、それが今年になつてから補助が全然打ち切られてしまつた。これは展示会といふものをあまり必要ないといふふうにお考えになつた結果じやないかといふふうには私はとつたのですが、展示会といふものを軽視しておられるのじやないかといふふうな印象を受けたのですが、さういふ点、政務次官どうなんですか。

○政府委員(寺本政務次官) 展示会を別に軽視したつもりはございせん。展示会に補助金が出ておつたといふことを私承知いたしておりましたが、初中局長の方から御説明いたされたと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 展示会に対する補助はございせんが、教科書の採択に関連いたしまして、臨時措置法におきまして規定されておる。需要数を都道府県あるいは地方教育委員会等で集計をいたしまして、さうしてそれを文部省に報告することになつておるわけでありす。それに対しまして経費を若干国庫で、国の予算に計上しておりました。これが例の補助金整理の一環といたしまして三十三年度の予算から落ちておると、さういふ実情はあります。ただこれは展示会を開きま

する費用というわけではありせん。さういふ実情はあります。

○荒木正三郎君 これは文部省も御承知だろうと思うのですが、その補助金を展示会を開く予算に使っておるのが実情です、地方ではね。ですから、地方の教育委員の諸君に聞いたら、この種の補助金がなくなったので展示会といふものを開くのが非常にむずかしい、十分にやれない、ということ、

は、私教育委員なり教育長からしばしば聞いておるのです。というのは、その補助金がやはりもたないで展示会の予算といふものが出ておった、ということが私は実情だろうと思ふのです。そういう意味において展示会に影響するところは私は少くないと考へる。

○政府委員(緒方信一君) まあ間接にはそういう影響が、地方からいへばそういうことがあるいはあるかも知れませんが、これはまああくまで直接には需要集計の経費として今まで出しておったのであります。

○展示会の実施の状況でありますけれども、今年は昨年と比べてこれは各県とも非常な御苦心があると思ひますけれども、昨年と比べて決して減つておりません。若干まあふえておるわけでございます。今お話の点は、需要集計の国の予算が落ちました点、これはそれだけ県に對しまして経費の負担がかかることにはなりましかれども、これは従来ともきわめてわずかでございまして、展示会の実施につきましては今年その支障は起つておらぬと思ひます。

○荒木正三郎君 この展示会の問題は、端的に言つてこれを国でやるというくらいにまで決意を持つてもらうわけにはいきませんか。私は、教科書問題についていろいろ問題があるようです

が、やはりこれをよくしていくための一つの方法として、展示会が有効に活用される、そういう状態になることがいろいろの問題を解決する私には一つの方法だと思つておるのです。だから文部省としては、展示会を一週間程度、お茶を濁す体で開くというのではなしに、もう少し力を入れて、そうして教科書の採択が展示会によつてきめられていくのだというところまで展示会を充実する、そういう考へはありませんか。

○政府委員(等本廣作君) 展示会の問題だけ取り離して、この際展示会をどうする、というふうなことでなく、教科書問題全体を検討いたします際に、十分一研究させていただきますと存じます。

○委員(長(後藤謙道君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(長(後藤謙道君) 速記を始めて下さい。

○矢嶋三義君 ただいま荒木委員の質問に関連してであります、現在展示会が行われておりますが、展示会の実施要領、実態について、文部省の所管局で把握されている点を資料として出していただきたい。その資料の中の重要な部分は何か所で行われ、展示数は何点で、今まで把握された点からどの程度の教科書調査、教職員が会場に行かれたか、なお会場の施設管理はいか

ように行われているか、並びにその所要予算といふものを各県によつて相当差異があるかと思ひますが、所管局においては実情を把握されていると思ひますので、早急に、可能な範囲内において本委員会に資料を出していただきたい。

なおこの際に関連して申し上げておきますが、われわれが要求した資料二、三度と催促しないと、適時的確に資料を出されない傾向がありますので、この点については政務次官に特によろしくお願いしたいと思ひます。

○委員(長(後藤謙道君) 文部当局に尋ねますが、ただいま御要求の資料は、可能な範囲内において、というのであります、所管上、それができますか。

○政府委員(緒方信一君) 教科書発行に關する臨時措置法がございまして、ただいま御要求になりました資料のうちで都道府県の教育委員会から文部省に報告しなければならぬという事項に關連するものがございまして、これは毎年報告が出ております。その分につきましては、これはまあ早急にとお話をございしますけれども、ちよつと時間がかるかと思ひますけれども、これは出て参ると思ひます。ただ、今御要求の全部につきまして詳しい資料がそろ早く出るかどうかというところはちよつと申し上げかねます。これは特別の調査しなければならぬ事項も相当あると思ひますので、まず法律に基づきまする省令によりまして、報告の出でくる事項につきましては、なるべく早急に提出したいと思ひます。

○矢嶋三義君 だから私は可能な範囲と申し上げた次第で、例年は文部省の所管課では旅費を使つて展示会の実情調査といふので、若干はピックアップして調査されるのが僕はならわしのよう

に承知しております。従つてことしの展示会の計画並びに実施状況についても所管課では若干の調査はされておるのではありませんから、可能な範囲の資料は出ると思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 可能な範囲で早急に提出したいと思ひます。

○矢嶋三義君 その教科書の問題に關連して、その問題が出ましたから、私はもう一つ次回に質疑をするために必要でありますので、教科書問題の出たついでに要求したいと思ひます。

その資料は高等学校の教科課程について、昭和三十一年度から実施しようとして予定されておる、その教科課程と現行との比較、対照ができるような資料ですね、ちよつと申し上げますと必修単位が變つて参りますし、またいわゆる新教科といふものが新たに誕生するわけでありまして、たとえばそういうものが明確に比較、対照、把握できるような資料、これはむずかしいと思ひます。それを次回の委員会まで出していただくようにお願いしたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) 今の比較、対照というお話であります、新しいものは今印刷したものがすぐ間に合ふと思ひます。古いものにつきましては印刷がちよつと……この次の委員会までに皆さん方にお配りできるようにする、できるかどうか、歸つてよく調べてみます。

○矢嶋三義君 当面の教科書の問題の質疑が一段落すれば私は別の問題について文部次官に質疑をいたしますが、

○荒木正三郎君 関連して。直接予算には關係ないのですが、今展示会の話が出ましたので、もう二点だけお尋ねをしておきます。

それは文部省は指導要領を毎年意味を變えるようなことをやつておられます。特に社会科の指導要領などは毎年若干變えておる。これはどういふわけですか。

○政府委員(緒方信一君) 毎年はお變えておりません。二十二年に初めてできまして、二十六年に一回改訂があつたのです。その次は今回の改訂が初めてでございます。

○荒木正三郎君 私さきの現場の先生に會つたのですが、その先生が毎年社会科なんか指導要領の味が變つていふので非常に困る、こゝろいふお話があつたわけですね。だから私はそのようになつておるのじゃないかと思つておつたのですがね。

○政府委員(緒方信一君) その点の経緯を御説明申し上げます、それは誤解でございまして、誤解を解いていただきたいと思ひます。社会科の改訂につきましては、すでに御承知の通りであります、二十七年の十二月に教育課程審議会に文部大臣から諮問をいたしました、社会科の改訂の方策をきめまして、それから作業が始つたわけでありまして、二十八年の八月になりました、教育課程審議会から答申が出ております。その答申に基づきまして、社会科改訂の方策を文部省できめまして、これはまあ方策でありまして、大綱でありまして、それを今度は指導要領の形に具体化する必要がありまして、その仕事を二十八年度の八月以降にやります。ただその間に、これはどういふ方向に具体化していくか、方策はきまつておりますが、その方策の線に沿つてどういふふうに具体化されていくかといふことを現場の先生たちが非

常に知れたがっている。これは教育界全般の意見もそうございまして、それから教材等調査研究会と申しまして、これが今の具体化の仕事をしたわけでありまして、そこに諮問をして文部省が具体化の作業をしたわけでありまして、その研究会の意見等も、これはなるべく一まとめずつ発表していった方がよろしいという意見が多く出まして、そこで一区切りずつ発表することにしましたわけです。改訂としましては、一回の改訂ですけれども、そのままとまるごとに四回中間発表をする。そして最後に発表したのが第五回の発表、これが最終的な発表、これは先般発表されたのがそれでありまして、決して四回中間発表をしたからといって、四回も内容が変ったわけじゃないのでありまして、同じ改訂の仕事をした、その一回の改訂の途中で、四回発表をした、こういうことであります。それは十分現場の方もわかっているはずでありまして、これはむしろ現場の要求に応じてやったわけでありまして。

○荒木正三郎君 今説明を聞いて、大体的様子はわかりました。しかしそういう中間発表がやはり検定教科書を作っている出版会社に影響して、そしてその都度毎年のように教科書の内容を若干変更しておるといふ事情があるように私は聞いたのですが、ですから指導要領のようなものは一ぺん改訂すると、やはりこれがどういふ効果があるかというのには、最小限五年や六年の経験が必要だと現場の先生が言っている。ところが次々に変わってくる。それにつれて教科書会社も一部内容を変える。こういふふうによられておるの非常に困る、こういう声であったの

です。しかし今のお話を聞いて、中間発表程度のものではあったので、改訂というのではなかった、こういうお話でありまして、こういう問題については非常に慎重に検討してもらいたいというのを要望しておきます。

それからもう一つは高等学校の入学試験に英語を課する問題ですね。これを文部省としてはどう考えているかというところをお尋ねしたいと思つて、たしか中学校は英語は必修科目ではないと思つて、選択科目だと思つて、それを、高等学校の入学試験に英語を課するということと最近都道府県の教育委員会が相当きめております。これについては、私は必修科目でない英語をこの入学試験の科目にするというところはどうかという考えを持っておりますが、

○政府委員(緒方信一君) 高等学校の入学者の選抜の問題であります。これは御承知の通り文部省から通達を出して、地方には文部省の方針と申しまして、考へ方を示しております。しかし、これはまあきめるのは教育委員会がであります。都道府県の教育委員会がきめておることです。選抜につきましては、まあ中学校からの報告書と、それから学力検査と、この両者をとって選抜をする、こういう方法が現在やっている方法であります。もちろん見方もどの県も五〇％で半々で見ると、報告書と学力検査の結果とを半々で見ると、こういうふうなやり方をやっております。その際その学力検査の問題といたしまして、まあ各県でいろいろ考へておるわけでありまして、いづれも、今の英語の問題は最近各県ともだ

いづれもこれはふえて参りました。学力検査の科目としてとり上げておる県がふえて参りました。ただし、文部省としては地方に示しております指導方針としましては、これはまあお説の通り選択科目でありますから、この選択を受けない者、それを選択しない者に対しましてやるということとは、もちろんこれはいけないことではあります。英語を課す場合には英語とあるいは職業、まあ職業も選択科目でありますから、こういうものをどつちかを選ばせるといふ形をとるようには、私どもは指導いたしております。傾向といたしましては今お話のように全国的に非常にふえて来ていることは事実であります。これをやりたいという意向はあります。

○荒木正三郎君 私は非常に矛盾があると思つて、英語を選択しておらない者は高等学校の受験ができないという結果になるわけなのですが、そういう点で最近非常にこれがふえておるのです。これは私は文部省が指導しているのじゃないかというふうに思つておるのですが、そういう点はな

○政府委員(緒方信一君) 指導しているわけじゃない。むしろその非常な傾向に文部省としましては、それを検討して、それをやる場合にはこうしてもうまい、こういう考へ方を示しております。それは今申しましたように、英語を選択しない者に英語の受験、学力検査を課するということは、これはいけないので、そういう際に今申しましたように、ほかの選択科目と、かね合せてやつてもら

とをいつておるのです。積極的に英語をとり上げなさいといったような方針は、こつちから出したことはありません。しかし傾向はそういう傾向でありますので、それに対しての考へ方を示しております。

○矢嶋三義君 先般の教育予算関係のうち、昨日国会に提出された地方公務員法の一部を改正する法律案を含むいわゆる地方三法と教育財政の関係について質疑が継続中で、私は文部大臣と自治庁長官おそろいのところで質疑をいたしたいというのを申し上げてお

おいでになつておられますので、た

で、まず伺いたい点は、大臣はいつぞや本委員会で私が大臣の松村文政の大筋を承わったときに、また何をなさ

とをいつておるのです。積極的に英語をとり上げなさいといったような方針は、こつちから出したことはありません。しかし傾向はそういう傾向でありますので、それに対しての考へ方を示しております。

です。それとあわせて、終戦以来国民体育大会というのが、御承知の通りに各地方逐次に会場を持ち回つておるわけでございます。その国体を主催するところの都道府県は、その受け入れ態勢に相当の財政的に多額の支出をされておるわけでありまして、この点、各地方財政と国民体育大会の関連性が生ずるわけであつて、大きく大臣の言われる体育振興と、体育行政の方向として、現行の国民体育大会の事柄についてどういふ御見解を、または将来に對してどういふ御抱負を持つていらっしゃるかというところを、この際に承わりたいと思つておる。

○國務大臣(松村謙三君) 私が体育について申し上げましたことは、青少年の教育、訓育ということに重点を置きたい、こういうふうな申し上げたのでございまして。しかしながら、これに重点を置きたいということ、これを文部省がきつて統制管理するという考へとは、これは別でございまして、私どもは、できるだけ若い人たちが自分の自治的の考へで、そしてスポーツの明朗な精神を養つてくれることを期待いたしております。ただこれに對して、もちろんやむを得ざる指導管理はいたさなくてはなりません。根

底の考へ方は、スポーツというものはあまり政府で統制しないで彼らの自由にやらせて、そして逸脱するところはべきものとしておるわけでございます。国体のために地方に大きな費用のかかりますことは、従来のんであります。今ではだいぶ地方にも国体をやる設備ができた府県がございまして、何れも財政上の重い負担を地方にこ

とをいつておるのです。積極的に英語をとり上げなさいといったような方針は、こつちから出したことはありません。しかし傾向はそういう傾向でありますので、それに対しての考へ方を示しております。

の上さらにかけなくても、すでに設備のあるところを回つても弁するのな
いか。要は、その各府県の熱意及び財
政負担の能力いかによることござ
いまして、文部省といはしましては、
それにはあまり関与しない方がいん
じやないか、その地方の財政的状態
等を勘案して、いいんじやないかとい
うふうに私は考えております。

○矢嶋三義君 じゃ、文部大臣の体育
政策に対する御見解の裏づけとしての
予算面は、昭和三十年度の予算の中
どの面に、どの程度に繰り込まれてお
りますか、承りますか。

○国務大臣(松村謙三君) それは各局
にもまたがつておる費用もございま
す、大体社会局に集まつておるわけ
でございます。これは社会局に体育の方
の予算としてとっているもののほか
に、例の社会教育、青少年教育の七千
万円の中から、その半ばぐらいの費用
を大体スポーツと申しますか、に投じ
て、たとえばキャンプ生活、キャンプ
の訓練、そういうような方面に使う、
こういう考え方を持っております。

○矢嶋三義君 その方向は社会体育に
重点を置くのですか、学校体育に重点
を置くのですか、どちらでありますか。

○国務大臣(松村謙三君) それは社会
教育局のとりました七千万円の予算か
ら出ますものは青少年の訓育の面に使
いたいと思ひます。それから、その以
外に社会教育でまだやはりとつてあり
ますのは、これもやはりいろいろのそ
ういふ団体の関係でスポーツをやるこ
とになっております。

それから学校関係については、

ちよつと局長からお答えをいたさせま
す。

○政府委員(緒方信一君) 小中高等学
校の関係の学校体育の予算といはし
ましては、大体前年と同程度度の予算
でございます。これは御承知のよう
でございます。これは御承知のよう
に、学校体育の実態調査、あるいはま
た体育の教科内容の学習指導要領の研
究といふことのために、学校体育文化
審議会、その運営費、それから学校
体育の実技の研究等、そういうような
予算も、大体昨年と同様のものを計上
いたしております。

○矢嶋三義君 私は国民体位の向上と
いうことと、国民生活に明るさをもた
らすという立場から、学校体育、社会体
育を通じてのスポーツの振興をはかり
たいという文部大臣の御見解には私は
賛成であります。一点を補つてい
うと、他の点を質問する時間がなく
なりますから重ねて伺ひませんが、そ
れには基礎要件として大事なことは、体
育指導者の養成という問題があると思
うのです。この点については、あとで時
間があったらその点をお答え願ひたい
と思ひますが、それはさておいて、今
伺ひたい点は、今文部省内における体
育行政の機関といふものは、やや私は
統一性を欠いておるはしないかという
見解を常々持つております。ちよつと
地方財政の問題があつたから、これを
国民体育大会と関連して伺ひたいとい
うので、けさは体育課長の出席を要求
しておいたのですが、保健課長です
か、出張でおられないといひますか
ら、その質問はできませんが、私は大
臣に伺ひたい点は、学校体育と社会体
育の体育行政といふものは、どうも私
は統一された形態にないと思ひます。

ね。従つて私はこのスポーツの振興と
いうことを大臣がお考えになつてい
らうしやるとあれば、やはり私は基本
的にわが国の体育行政の機関の統一拡
充といふ点を考えなくちゃならぬかと
思ひます。まあ先ほど大臣が、上か
ら体育を規制していくとは毛頭考えて
いないといふことは、これは申すまで
もなくその通りだと思ひます。全くそれは
大臣と私は同感です。そこで具体的に
伺ひますが、今機構縮小の時代ではあ
りますが、しかしこの体育の国民並び
に国民生活に及ぼす影響性を考える
場合に、私は学校体育行政、社会体育
行政等を一貫して扱ふところの体育行
政機関として、やはり体育局みたい
な、何と申しますか体育局とでも申し
ますか、そういう機関が私は必要では
ないかと考えておるんですが、大臣は
どういふお考えでおられますか、御所
見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(松村謙三君) スポーツの
指導者の面につきましては御説の通り
でありまして、この七月の中にも大阪方
面と東京方面とにわかれて、指導者養
成の会を開くことになっております。
それからスポーツの行政の総合統一と
いうことは、文部省の中だけにおいて
も統一を要するものがあると思ひます
ございまして、いろいろまあ考慮をい
たしたいと思つております。

○委員長(笹森順造君) ただいま衆議
院の本院が開かれまして、内閣から
の連絡があり、文部大臣の出席を求め
ておりますから、文部大臣の御出席
を……ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(笹森順造君) それでは速記
を始めて下さい。

○矢嶋三義君 文部大臣が中途退席さ
れたので、質疑が中断いたしました。文部大
臣は先ほど国民体育大会は地方財政の
豊かなところ、すなわち受入態勢の
あるところでやるようにしたいとい
うと、ちよつと意味の答弁をされた
と思ひますが、あらためて政務次官
から文部省側の統一した見解を承り
ます。

○政府委員(寺本廣作君) 大臣の答弁
にいささか疑義を持たれて、統一した
答弁を政務次官にというお話でありま
すが、大臣の御答弁は、私先ほどここ
で聞いておりました、国体もすでに相
当各地で行われたようであるから、
施設もそれぞれ整つておるようである
から、そういうところをやつたらよか
らうという意味のことを言われたと思
ひます。この問題につきましては、
まだ国体が一巡しておらん地方の問題
もあることでありまして、この点は
後刻大臣にも申し上げまして、今の答
弁については大臣の最初の方針と、私
が今申し上げましたところが食い違ひ
どうか大臣に申し上げまして、大臣か
ら御答弁いただくようにいたしたいと
存じます。

○矢嶋三義君 あと何回やればプロッ
クを全部回ることになると承して
おりますか。

○政府委員(寺中作雄君) 国民体育大
会は、昨年であつたブロックを一通
り回つたわけでありまして、ことしか
ら新しく県単位で神奈川県、兵庫県、
静岡県という順序に開催するとい
う一応の見通しが立つております。
○矢嶋三義君 静岡県の次は熊本県と
きまつておるでしょう。どうして落し
たのですか。

○政府委員(寺中作雄君) 静岡県の次
に熊本県を予定いたしました。

○矢嶋三義君 ただいま発言しなかつ
たのは何か理由があるのですか。

○政府委員(寺中作雄君) 別に理由が
あつたわけではございませんが、例とし
て三つだけ申し上げたので、次には熊
本県という予定になっております。

○矢嶋三義君 その後はどうするつも
りですか。熊本以後の年次はいかがせ
られるお考えですか。

○政府委員(寺中作雄君) 熊本の次は
一応富山という見通しであります。ま
だはつきりしてはおりません。

○矢嶋三義君 この方針はただいまの
大臣の方針とやや相違していると思ひ
ますが、政務次官いかがですか。

○政府委員(寺本廣作君) 先ほど申し
上げました通り、大臣のお話が、矢嶋
委員が疑義を持たれるように若干明ら
かでないところもありますので、大臣
と打ち合せの上大臣からお答えいたし
ます。

○矢嶋三義君 大臣にも伝えていた
きたし、それから文部省でも検討し
ていたのだと思ひますが、一応確
定いたしました所はいたし方ないですが、
今確定した第十四回の熊本をもって打
ち切るべし、ちよつと私は見解を持
てている。この地方財政と教育財政の関
係を審議する今段階だから、私はこの
問題を取り上げてきておるのですが、
社会教育局長として、所管局長として
調査されてきていると思ひますが、
しかしブロックに国民体育大会を回す
ときに、その地域が平素その施設を消
化利用しきれない程度の過大な施設が
国民体育大会に必要になっておるの
ですが、国民体育大会をやるのに相当資

困な地方財政の中を無理してこしらえて、それをそのあと利用されないで放置されて草ぼうぼうと生えておるというのを私も現に見て知っておりまゝ。こういう点を、私も先ほどからスポーツの振興という事は非常に賛成であるという事は申し上げたのですけれども、さなきだにこの国家財政地方財政の貧困なときに、やや私は無計画性に基くところの国費の浪費と言つては過言かもしれないが、その傾きがあるという事は否定できないと思ふのです。従つて私はこの問題を承つておるわけですが、先ず現在における所管局長の見解を承りましょ。私はこの決定した第十四回の熊本大会を打ち切つて、あとはあるいは東京、大阪等の施設の十分とのおつておる所である、あるいは先ほど文部大臣が言われたのはその意味かもしれないが、すでに施設のとのつておるどうかブロックの代表というふうな所で開催するというような方向に行くべきであつて、逐次各県を回つていくという行き方というものは、地方財政の貧困な現在、これは非常に問題だと思ふ。どういふ御見解を持っておられるか、まず所管局長の見解を承りた

十分打ち合せをいたしてあります。で、昨年の十二月七日に私どもの方から各府県に通牒をいたしまして、この国民体育大会の施設については十分既に施設の活用をはかるという形でもつて地方の実情に即して県内の体育振興に最高度に活用し得るよう整備をはかられたという意味のことを通牒いたしまして、努めて冗費を要するといふはただ形式だけ大げさにやるというふうなことをないようという点を注意いたしてあります。また大会の規模につきましても、従来参加人員も相当多数であつて、そのために運営費等も非常に多くかかつておつたのであります。その参加人員も、大体今年以降は一万二千人に抑える、それから運営費の総額も大体五千万円程度で済むようにするといふようなことを大体打ち合せておるところでございます。そういうわけで、施設については現在ある運動施設を使う、それ以上に新たに作るという場合はごく例外的に必要な最小限度にとどめるといふことを方針にいたしてあります。

○矢嶋三義君 文部大臣がおいでになられたようですが、先ほど寺本事務次官はここで補足的な発言をされておつたのですが、あらためて文部大臣から御答弁を願ひたい。さっきの大臣の答弁では国民体育大会を今後いかうに開催して行くかという点についてちよつと不明確でありましたので、あらためて事務次官に伺ひましたところ、直接大臣にその意向を伝えるから大臣から答弁を求めてほしいと言つて答弁を御遠慮なさつたのですが……。

○矢嶋三義君 じゃ答弁しないのでありますが、それと先刻私の言つたのとは違ひがございます。さういふ点については、国民体育大会を開催するに當つては相当の経費を要するわけですね、これは地方財政をかなり圧迫する原因ともなつておるのです。しかもその施設をあとで利用されればいいのですが、ところがせつかく大きな施設を必要としてこしらへたのに、その施設をその地域ではもてあまして、体育大会の済んだあとは利用されないで草が生えておるといふようなことがあるわけですね。そういう状況下に各ブロックを一回りしまして、さうして先ほど局長が言われるように神奈川、兵庫、静岡、熊本各県で開催するのがきまつておるわけですね。そこで私はさきの文部大臣の御見解ともあわせて、もう確定した熊本大会で各県をめぐるのは打ち切つて、さうして今後の国民体育大会はあるいは東京とか大阪とか、あるいは今まで国民体育大会を開催した経験のある場所での既存の施設を利用して国民体育大会を継続するという形態をとるならば、国民体育大会開催の趣旨から言つても、また現在のわが国の国家財政、地方財政という点から考えても私は妥当だと思ふのです。ところがさういふ方針が明確にならないで、熊本に開いた次は何県、その次は何県というふうに次々に各県を逐次回つていくといふような行き方は、先般来からここで議せられておるうちに、今の地方財政の実情から私は相当無理があるのではないかと、さういふ見解を持っておりますので、その御所見を承りた

○矢嶋三義君 厚い補助はできないようになつておるといふても、たとえば施設をするすれば、特別起債に考慮を払うとか、何らかさういふ話は当該官庁間で私はあるべきであり、あつていいものと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(寺中作雄君) 先刻申し上げましたように、今後の国体施設につきましては既存施設の活用ということに原則にいたしまして、それ以外は大體はやりません。ある施設でやるといふことになつておりますので、起債までして施設を作るといふことは原則的にはないものと思ひまして、建設省の方でもさういふ方針をとつておるような次第でございます。

○矢嶋三義君 文部省の主管局長にしてはえらい消極的な答弁だと思ひますね。もしさういふ御見解ならば、とくに今後の国民体育大会の開催というものはいかにさういふ方針でやるということまで明確に打ち出されていなければならぬと思ふ。神奈川あたりは、もうほとんど完成のようですが、十四回の熊本にしても、近く国民体育大会の事務局方面から視察に行かれるようですが、既存の施設だけでやれる性質のものじゃないです。これは新たに相当の施設というものを必要とします。それはもちろんその地域にそれだけ熱意があるのですから、寄付もありましょ。またその該当県の自主財源も出されましょ。しかしそれだけでできるものでないのですから、当然自治庁あるいは大蔵省さらに文部省等の間においてあの施設ではどの程度補充しな

ければならぬ、どのくらい要るから、そのうちの程度は長期起債なら長期起債にしよう、そういう計画がなければ、何十何回のは何県でやるなどということは私は断定を下さぬ方がいいと思う。下した以上はやらざるを得ない。やらなければならぬ。それだけのちゃんと計画と資料に基づいてでなければ、何か大蔵省の主計局長の答弁のような答弁で、私は珍しくあなたには遺憾の意を表しておきます。これはあらためて次回承りますから、近く調査に行くように承わっていますが、御調査をお願いします。

もうちょっとで終わりますが、そこで問題を一つ返して文部大臣に伺います。オリンピック大会を東京に招致することについては、文部大臣はどういう見解を持ち、どの程度の熱意を持っておられますか。一九六〇年のオリンピック開催地の投票ではローマにきまつたわけですが、東京候補地は惨敗しているようにあります。これは先ほど大臣みずから言われたように、私はやはり熱意の問題だと思ふのですが、大臣はこれにどういう御見解をお持ちいらつしやるか。その答弁によつてさらに二、三点伺いたいと思います。

○国務大臣(松村謙三君) この次はローマに確定したということでございますが、その次をぜひ東京へ取りたいと存じまして、先般あのオリンピックの会長をいたしておりますブランデー氏がやってきましたときに、わざわざ御招待をいたして特別にお願いをいたしておいたのでございます。そしてそれらの設備等においては遺憾なくやるから、ぜひローマの次は東京ということにいたしてくれろということをお願い

談いたしました。そうしますと、この次は必ずしも、その次はあるいは考慮されるかもしれないというような話でありました。もちろんこれはそれぞれの機関もあることと思ひますから、会長から直接言ひ得ることでもございませぬから、その程度のことでありました。これはぜひ熱意をもつて実現したいと思ひております。

○矢嶋三義君 文部大臣の御見解はわかりました。私、同感であります。その文部大臣の御見解は現在政権を握つておられる民主党の方針と、かように了承してよろしくございしますか。

○国務大臣(松村謙三君) さように心得ております。従ひましてその準備をいたしてスポーツ・センターを作ることに、今度の予算にある程度の予算を見ては、ぜひございまして、着々進行的にしたいと思ひております。

○矢嶋三義君 問題はそこでございます。考えと念願は幾らけつこうでも、実現しない。私は大した知識は持つていませんが、今のわが国の実情と、それから日本の現在の政治の中に認められている体育関係の重さ、具体的に言うならば、国家予算の中に占めるそれらの関係予算、その程度では私は一九六四年大会も、一九六八年の大会もむづかしい。招致ができないほうがより強いだらう、その確率が強いと、かように予想いたしております。本当にお互いがオリンピックというものを日本に招致して、いろいろの角度からのプラ

ス面を、日本のためにも、アジア諸国のためにも、世界のためにも、もたらそうと、こういう考えでおるならば、私はもうすでに昭和三十年度の予算の中に、着々とその計画の一部の予算

は織り込まれていつて、施設を整備し、その準備体制を整わなければ、幾ら立候補したって、IOCの関門を通することは前例を見ても私は不可能だと思ひます。そこで私は所管局長に伺ひます。国立運動場ですね。これらの設置等についてはどういうお考えを持たれており、また昭和三十年度の予算の中に、今言つたような大きな計画の二、三として、どういう形でどの程度予算が入つてゐるかという点をお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(松村謙三君) 局長から答へさせていただきますが、閣議決定の際には、この国立運動場のことはぜひやるということ、すでに用意いたして、ずつと年度割でやることに了解を得ております。建設省がその衝に當ることになつておりました、その間に合ひますように計画をきめてやつておるわけでございます。

○政府委員(寺中作雄君) ただいま大臣からお話がありました通りでありまして、一九六四年の東京誘致ということとを目標に、東京都の関係者あるいは体協の関係者等も熱心に準備を進めておるといふことでございますが、まずその場所の問題でありまして、これにつきましてはいろいろ候補地があつたのであります。やはりこの経済的な面から見て、神宮外苑の競技場を拡張するといふことが一番適當ではないかという一部のお考え方になっておりました。これを、まあできるだけ国立の競技場にいたしまして、そしてその他は東京都で施設をいたすという方針でやつておるのであります。明治神宮の方が、都の關係で多少いろいろ話し合ひが進まない問題もあつたのであり

ますが、大体解決の方向に向いつつある次第であります。それには建設のために相當の経費もかかるわけでありまして、これも、これは今後逐次予算的な措置も講じていただくように、目下折衝を進めておるような次第であります。今年度のこれが準備に対する必要な措置といたしましては、建設省におきまして大体この準備調査費というやうな意味で、百万円程度の金を予算の中に含めてゐるはでございます。それに、よりまして調査研究を進め、また設計等も考へるということ、まず主競技場の建設から準備を始めたといふやうな事情になつております。

○矢嶋三義君 その点はそれにして。局長に伺ひますが、私は先ほどちよつと伺つたんですが、学校体育と社会体育と、それから広く今の小中高大学の教育というやうなものを総合的に考へた場合に、私はもう少し統一した体育行政機関というものが必要ではないかという感じが平素から持つてゐるものであります。所管局長としてどういう見解をお持ちおられるか、これが一点。それからスポーツ関係のことが出たから申し上げますが、あなたのとこに直接関係ないのですが、御見解があらましたら……いや、何か見解を持たれたら、文部大臣にも承わりたいのですが、体育のことだからついでに承るのですが、非常に国民の関心を持つてゐるスポーツ、もちろんそれはプロであるわけですが、日本相撲協会の入場券、その他の扱い方、それから一方は、代表的なものはプロでなく、学生野球の早慶戦ですね。これも国民にとつては非常に関心深いスポーツ行事の一つであります。これらの入場券等の扱い方というものは、それらのスポーツと国民との関連という立場で、これは問題があるので、今ここに出したわけですが、今の現状のままではよろしいのでしょうか、どうでしょうか。どういふ御見解をお持ちで

か。この点もこりう機会でない限りや聞けないのですが、お伺ひいたします。

以上三點、お答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(寺中作雄君) 文部省における体育行政の問題でございますが、社会体育と学校体育との關係が、方針がまちまちになつてゐないかといふこととでございます。方針についても統一の方針を必要とする面もありません。また体育振興といふ点から言ひまして、やはり凝集した力の方が強力なものになるという意味からいたしまして、これを一つの局に統一した方がいゝというやうな意見も相當あるやうでございます。私、その点については十分研究をいたしたいと思つておりますが、保健体育審議会という文部大臣の顧問機関におきまして、現在の問題について折角研究中でありまして、近くこれに対する審議会としての答申案が出てくるものと考えておりますので、十分研究をいたしたいと思つております。

相撲協会、学生野球の入場券の扱い方について問題があるといふこととでございますが、ちよつと問題の焦点がわかりかねる点があるのでありますけれども……。

○矢嶋三義君 問題は幾つもあります。一つは、この点に止つて伺ひますがね。こりうやうなスポーツというも

ね。こりうやうなスポーツというも

ね。こりうやうなスポーツというも

のはできるだけ機会均等に、あらゆる国民層に与えられるというようになつていくやうな感じがする。ところが早慶戦をまあ例にあげたわけですが、早慶戦等の切符の動き工合ね。それからプロの方では、相撲協会の切符の流れ方ですね。これは直接はあなた

のところに関係ないわけですから、国における体育の健全なる振興というのには、私はその国の国力と非常に関係があるというやうな立場から、常に私は考えているわけです。そういう立場から、あなたの方ではどういふ御見解でおられるのか、ちやうどこういう機会でなければ承れないから、御所見を聞きたい。これは相当しつかりした見解を持ってはいるはずだと思ふのだ。それを聞かしてもらいたいというのです。

○政府委員(寺中作雄君) 相撲協会は文部省で認可しております。法人になつておられますが、監督の關係はあるわけでごさいます。相撲協会の入場券の配付方法について多少因襲的なことがありまして、そういう点で不公平があつたり、あるいは国民の体育の普及という意味でおもしろくないというやうなやう方をしておるといふことをごさいます。これはよく調査いたしまして、一つ十分改善すべき点を改善するように話をいたしてみたいと思つております。

○矢嶋三義君 大臣に伺いますが、相撲協会等の切符の流れ方、そういう点

について好ましからん傾向があつたならば、文部省として断固としてその意思表示をなし、その意向にある程度酌んで改めなるときには、団体の承認権を持つておられるわけですから、何らかしかるべく対処されるやうなお考えをごさいますか。

○國務大臣(松村謙三君) 今局長の申しましたことは、ただ原則を申しただけのことでごさいます。私は今日日本の相撲というやうな、ああいうもの、に、そういうふうに直ちに文部省が権力を行使するやうな考えは持つておりません。それが何か非常に風教だとか、また非常に何か社会によくない影響を与えなすという場合ならばこれは別でございますけれども、現状においてこれに關与するといふ考え方は持つておりませんのでございます。

○矢嶋三義君 まあ大臣の後段に言われた原則論は正しいと思ふのです。ただ私は国民体育という立場からあのやうな実態で満足されるべきかどうか。しかもそれは文部省としてそういう協會をお認めになつていらつしやるわけですから、その協會のやつてゐる事柄というものは、全く無關係ではないわけですから。そういう立場から、果して妥当なものであるかどうかという点は、おのずから見解が違ふと思ひますけれども、私は大臣に実態を勉強していただきたいと思ひます。失礼かもしれませんが、大蔵國務大臣あたりはよく知つていらつしやいますから、私は実態をよくお聞きになつて、その上でなおかつそういう御見解であるならば、私はその御見解を承つておきますが、そういう点、要望いたしておきます。

最後に伺いたい点は、この問題は少し横に流れて行つたわけですが、当初申し上げましたように、地方財政と地方財政の中で大きな比重を占める教育予算、これを審議してゐる段階に、川島自治庁長官がおられるところで、国民体育大会と地方財政の関連で伺いたいというものであつたわけですが、体育の名が出たついでに若干関連事項を承つたわけでごさいます。そこで教育財政と地方財政との問題について、本日は自治庁長官はおいでにならな

いそうでありまして、他日おいでになつてと思ひます。また委員も出席を要請してほしいと思ひますが、この委員会においてになる場合、自治庁当局として今日の文部大臣に伺つたやうな国民体育大会の開催計画というものはどういふ御見解をお持ちおられるのか。

また今の地方財政の状況からして、施設設備の完備のために、受入態勢を整えるために、自治庁当局としてはいかにやうな程度にめんどうをみて上げようというやうな御見解であるのか、それを次の機会に答弁していただくように、事務当局を通じて連絡しておいていただきますと思ひます。

そこで最後に承りたいといふのは、元に戻して、私たちの手元にくる陳情、それから資料によりますと、各都道府県の昭和三十年年度の予算といふものは、相当量が正面きつて赤字予算を組んでおります。この点大蔵大臣並びに自治庁長官の答弁を求めなくちやならぬのですが、ちやんと相当赤字といふものを表面に出して予算を組んでゐるわけですね、しかもそういう性格の予算の中で、教育面をとつてみ

るといふと、昇給昇格財源を落す、旅費を全廃するなりあるいは半減ぐらい、さらに夜間における学校管理は先生に日宿直して管理していただいてい

るわけですが、日宿直料を予算に組まない、計上しない、こういう都道府県が、昭和三十年年度の予算案の内容として出てきてゐるわけなんです。昇給昇格の財源を全く認めないとか、旅費の大削減、日宿直料を予算に計上しない。こういう点について文部大臣としてはどういふ御見解をお持ち、自治庁当局あるいは大蔵当局に対しては、どういふ御所見を文部大臣から過去において開陳され、また今後開陳されようとしておられるのか、この前もちやつとこれらに類似の問題を伺いました

が、たとえば現在物価は横這いだといふことをよく言われております。それから人事院においても、ベイス引き上げの必要はない、国会、政府に対してベイス引き上げを勧告する考えはない。こういうことを言われておる半面、県立高等学校の授業料といふものは、一割ないし一割五分昭和三十年度から引き上げられるという県が点々とあるのではありません。こういう点について、私は文部大臣としては御見解を持たれ、閣内においては、直接關係のない自治庁長官とか、大蔵大臣に対しては何かの御所見の開陳があられてしかるべきでないか、こういうふう

に考へべきもので、この点だ、きやう承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(松村謙三君) こういう地方財政の整理に當りましては、今御趣旨のやうな行き過ぎが出て参りましたことは遺憾でございますが、これについては自治庁長官等ともよく話し合

をいたしまして、できるだけそういう行き過ぎのないやうに、自治庁あたりの協力を求めているわけでごさいます。もちろんこういう際でありますから、できるだけのことばは、差しつかえない範囲内においては協力は、節約はもちろ文教の方面にいたしますけれども、必要なことについてはそのやうな行き過ぎた緊縮のないやうに、自治庁ともこの上とも連絡をいたしまして、善処いたしたいと考えております。

○矢嶋三義君 そう答弁されると、もう一言承わらなければならぬのです。それは、指定されようとする団体は、地方財政再建計画案を作る場合に、教育委員会と十分話し合ひ、教育委員会の意向を聞くやうにというやうなことは確立されるとお考えになつておられるかといふこと、それから中央官庁においては地方の団体、その団体から出された再建計画案を所管庁である自治庁においてこれを検討する場合には、その計画案の中に大きな比重を占める教育予算、教育の所管庁である文部省当局の意向を、相当に主管庁である自治庁当局で、協議しんじやくするといふやうな話し合ひが自治庁当局と文部省と両大臣の間ではつきりと確

認されてゐるのかどうか、この中央、地方を通じての、かりに現在提出されている法律案が通過した後の運用の面について、そういう話し合ひはいつてゐるのかどうかといふ点を承わりたいと思ひます。それが明確でなければ、いくら非常に無理が起るやうなことは一つしないうちに、過度にならないやうに、教育予算にしわ寄せが来ないやうに、よろしくやつて欲しいというやうな

をいたしまして、できるだけそういう行き過ぎのないやうに、自治庁あたりの協力を求めているわけでごさいます。もちろんこういう際でありますから、できるだけのことばは、差しつかえない範囲内においては協力は、節約はもちろ文教の方面にいたしますけれども、必要なことについてはそのやうな行き過ぎた緊縮のないやうに、自治庁ともこの上とも連絡をいたしまして、善処いたしたいと考えております。

ことを、口頭あるいは書面で伝えても、私は実質的效果はないと思いますので、その点伺います。

○國務大臣(松村謙三君) それにつきましては、前の方は、教育委員会の側へ問う規定はございませんけれども、これでいたしまして、どうせ教育に關することは、非公式にもまた話があることと思いますが、あとの自治庁とその整理案に対してのことは、あの法文にもあります通り、自治庁はこちらへ協議をせねばなりませんことになつておりますので、これは法の上からわれわれの方へ教育に關しては協議を求めて来るはずであります。それをこちらで十分調査をいたして、そうしてこちらから意見を述べて同意をせねばそれはできないはずだと思つております。その点は御安心を願えると私は思つております。

○矢嶋三義君 私の質問時間が長くなつたようですから、本日は私はこの程度で質疑を打ち切ります。

○委員長(笹森順造君) 速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(笹森順造君) 速記を始めて下さい。

本件に關する質疑は本日はこの程度とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(笹森順造君) 次に御報告いたすことがあります。

大阪市立大学杉本町校舎の接収解除問題につきましては、先ほど理事の懇談におきまして福島調達庁長官より報告を承りました。すなわち、本日の施設特別委員会において、米軍当局よ

り覚書が提出され、その覚書によれば、キャンプ堺については解除の方針が決定したこと、解除手続は七月三十一日完了の予定であることを通告している旨の報告がありました。委員長は同大学学長あてに祝電を打っておきました。以上御報告いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時六分散会

七月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに關する法律案(衆)

教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに關する法律案

教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに關する法律

公立又は官立若しくは国立の学校(幼稚園を含む。以下同じ。)の学校看護婦(昭和四年十月二十九日以後において、学校看護婦、学校衛生婦、看護婦等の名称で児童、生徒等の看護に當つていたものをいう。)の職にあつた者が、引き続き公立又は官立若しくは国立の学校の養護訓導、養護教員(国民学校の地方技官及び官立の学校の附国民学校の文部技官をいう。)、養護教諭又は養護

助教諭となつた場合には、その者に対する教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第三十二条の規定による恩給法(大正十二年法律第四十八号)の準用又は恩給法の適用については、当該養護訓導、当該養護教員、当該養護教諭又は当該養護助教諭としての在職に接続する当該学校看護婦としての引き続き在職を恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第二十二條第二項に規定する準教育職員としての在職とみなす。

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律施行の際現在在職している者に限り適用する。ただし、この法律施行前に既に給与事由の生じた場合であつても、その者が再就職し、この法律施行後退職し、又は死亡した場合にも適用があるものとす。

昭和三十年七月八日印刷

昭和三十年七月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局